

# 熊本県の品質確保に向けた取り組みについて

熊本県土木部土木技術管理課  
審議員 笹路和弘



# 熊本県の品質確保に向けた取り組みについて

## 熊本県 土木部 土木技術管理課

### 1. 経緯

- ・H17. 4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が施行
- ・H17 総合評価方式の試行開始
- ・H19. 6 熊本県公共調達改革基本方針で総合評価方式の試行拡大を推進

### 2. 総合評価方式の種類

	技術提案型	基本型	簡易型
対象工事	・技術的な工夫の余地が大きく難易度の高い工事	・技術的な工夫の余地が大きい工事	・技術的な工夫の余地が小さな工事
評価項目	・コスト削減、機能向上、社会的要請に関する技術提案 ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・施工計画(品質管理、安全管理、課題対応の中から1項目選択) ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等

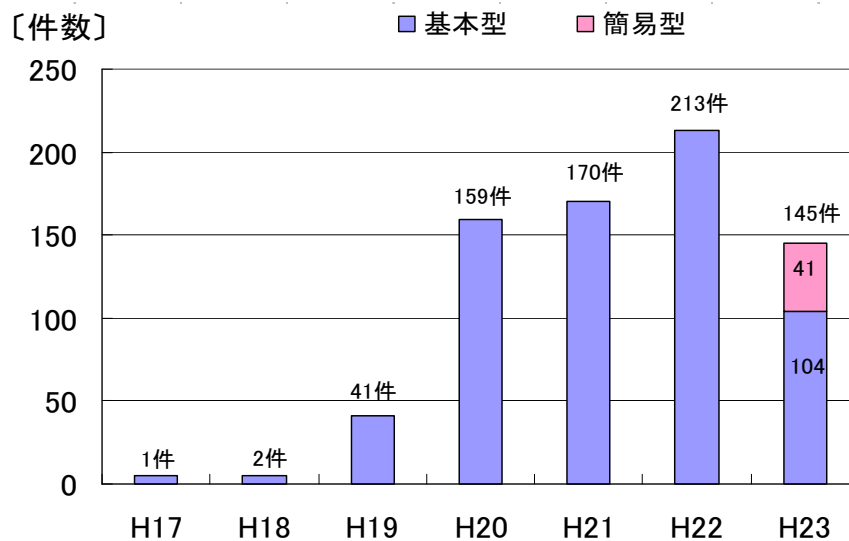
落札者決定方式	価格競争	総合評価方式	施工体制確認型 総合評価方式
入札方式	指名競争入札	条件付一般競争入札	一般競争入札(WTO)
	3千万円	5億円	19.4億円

### 3. 評価値算定方法及び方式毎の評価項目

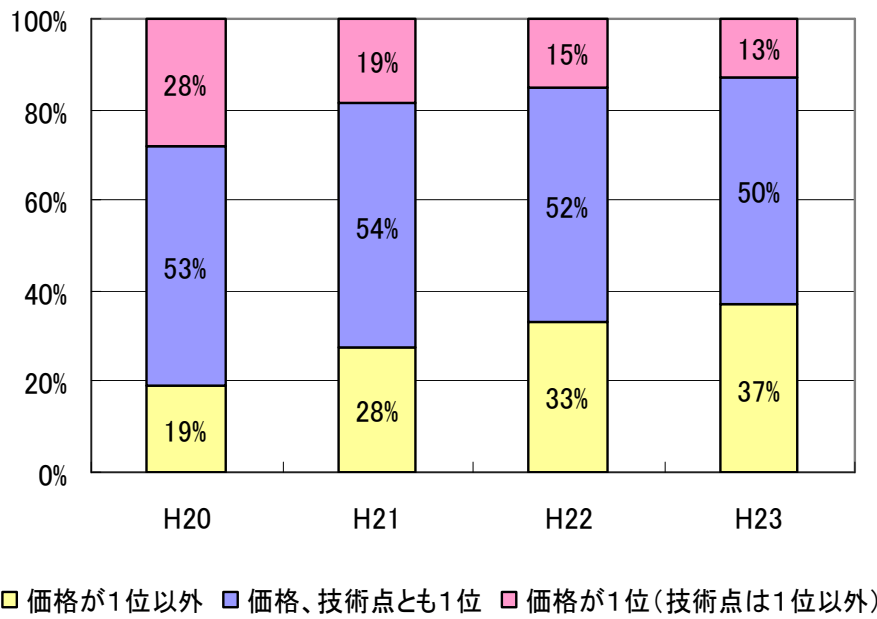
- 技術評価点 = 標準点+加算点
- 評価値 = 技術評価点/入札価格 = (標準点+加算点) / 入札価格

項目	評価項目	技術提案型		基本型		簡易型	
		配点	配点	配点	配点	配点	配点
施工計画 (1項目を選択)	品質管理に関する技術的提案	—	○	10点	—	—	—
	安全管理に関する技術的提案	—	○		—	—	—
	課題及び配慮すべき事項に関する技術的提案	—	○		—	—	—
企業評価	同種工事の施工実績数	○	○	10点	10点	○	10点
	許可業種の工事成績評定点の平均点	○	○			○	
	優良工事表彰の有無	○	○			○	
	地域精通度	○	○			○	
配置予定技術者評価	配置予定技術者の資格	○	○	10点	10点	○	10点
	優良工事表彰等の技術者表彰の有無	○	○			○	
	同種工事の施工経験数及びその工事成績評定点の平均点	○	○			○	
	継続教育 (CPD 及び CPDS) の単位取得数	○	○			○	
技術提案	技術者の追加配置	○	○	20点	—	—	—
	総合的なコストの縮減	○	—			—	
	工事目的物の性能・機能の向上	○	—			—	
	社会的要請への対応	○	—			—	
合計			40点		30点		20点

### 4. 試行件数の推移



## 5. 落札者決定の推移

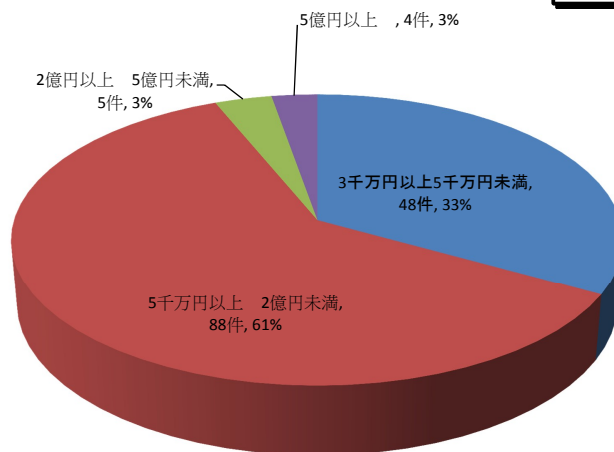


- 4 -

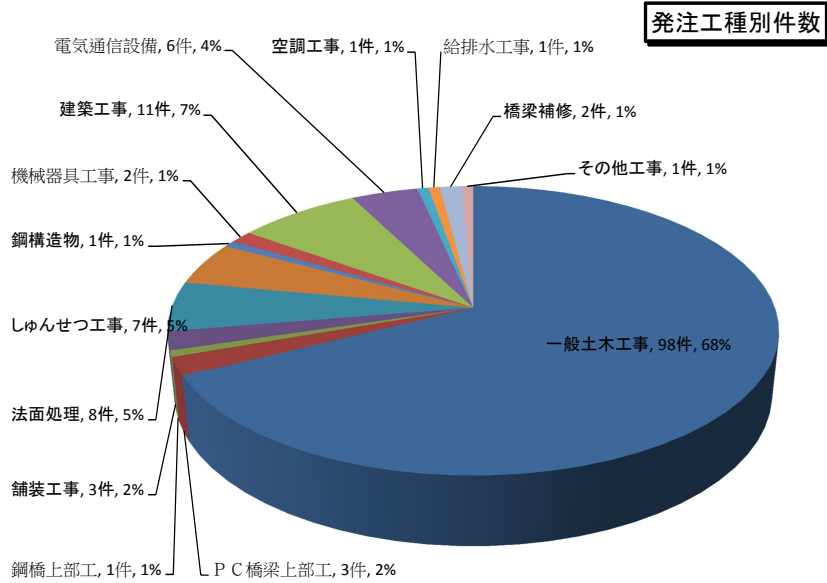
## 平成23年度 実施状況 (熊本県土木部)

総合評価方式入札 **145件**  
(土木部3千万円以上件数の約6割)

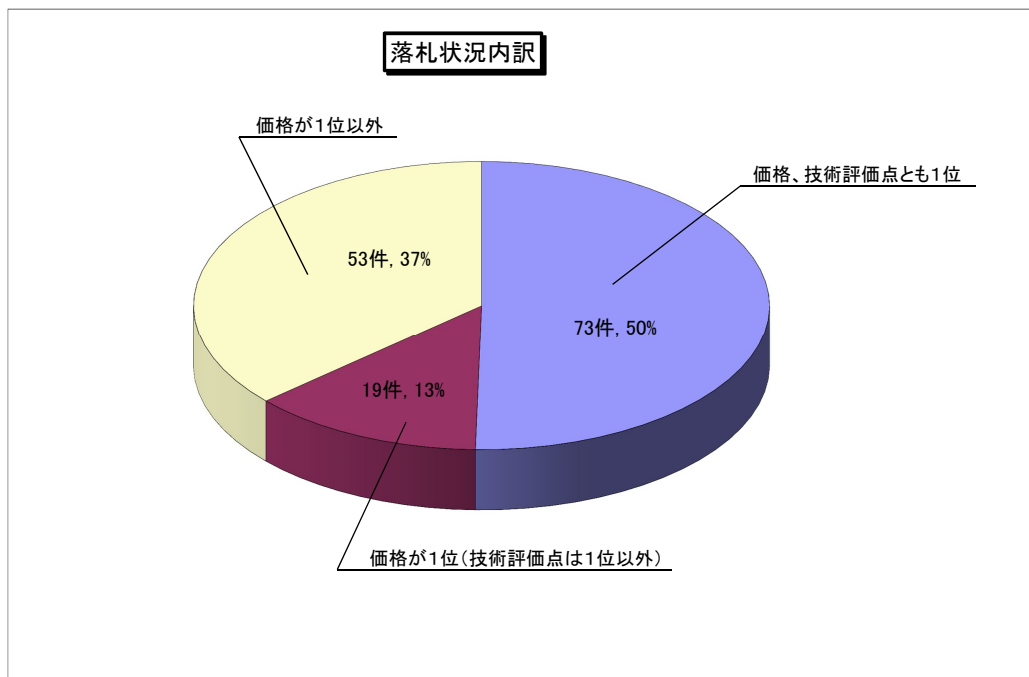
発注規模別件数



## 発注工種別(契約145件)



## 落札状況の内訳(契約145件)



# 公共工事の品質とは

品確法に代表される「公共工事の品質」という言葉は、自明のこととして認識されているためか、意外に厳密な定義を意識している人は少ない。

公共工事・・・法令で明確な定義がある  
品質・・・・・・・・明確な定義はない

---

## 公共工事の定義

### 【品確法第2条】

「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規程する公共工事をいう。

### 【入札契約適正化法第2条第2項】

「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

### 【建設業法第2条第1項】

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

別表第一:「土木一式工事等の28種類」

# 品質の定義

非常に広範な概念を含む語であり、一概に定義づけることは難しい

ISO9000:基本及び用語

## 3.1.1 品質(quality)

「本来備わっている特性の集まりが、要求事項を満たす程度」

---

## 3.1.2 要求事項(requirement)

「明示されている、通常暗黙のうちに了解されている、又は義務として要求されているニーズ若しくは期待」

- ・・・文書や仕様書若しくは口頭等で具体的に達成するように要求された内容(明示要求事項)
- ・・・慣習又は慣行、常識事項(暗黙要求事項)
- ・・・顧客(納税者、利用者)要求事項
- ・・・法令、規制、近隣利害関係者の要求事項(社会要求事項)
- ・・・組織要求事項

### 3.5.1 特性(characteristic)

「そのものを識別するための性質」

- ・・・特性は本来備わったもの又は付与されたもののいずれでもあり得る。
- ・・・特性は定性的又は定量的のいずれでもあり得る。

### 3.5.2 品質特性(quality characteristic)

「要求事項に関連する、製品、プロセス又はシステムに本来備わっている特性」

- ・・・付与された特性(例えば、製品の価格、製品の所有者)は、品質特性ではない。

---

## 公共工事の品質特性

※「公共工事の品質に関する委員会報告書(平成8年1月)」における整理

- ①施設の品質(結果):完成した施設の段階で評価されるもの
- ②工事の品質(プロセス):工事を行う過程において評価されるもの

品質特性		施設の品質(結果)	工事の品質(プロセス)
利用者へのサービス	供用性・利便性	利用者、地域等へのサービス水準(グレード)	
	公平性	利用者、地域、施設等によるサービスの格差是正	



品質特性		施設の品質(結果)	工事の品質(プロセス)
安全性・耐久性	安全性	利用者、地域等の安全の確保	公衆、作業員等の安全確保
	耐久性・保全性	施設の外力、自然条件等に対する長期的耐久性及び使用期間中の保全・補修の容易さ	
環境への配慮	環境保全	施設の設置及び利用に係る環境保全	現場周辺の環境保全
	省資源	施設運用上の資源、エネルギー消費の縮減	工事中の資源、エネルギー消費の縮減

品質特性		施設の品質(結果)	工事の品質(プロセス)
文化性・美観	美観・文化性	美しさ、近接施設・周辺との調和、芸術性等	

\* : 広い意味での品質特性

コスト縮減・工期短縮	経済性	総事業費の縮減 トータルコストの最小化	工法等による工事費縮減
	工期	事業完成までの期間の短縮	契約から工事目的物を検収するまでの期間の短縮

公共工事は、調査・設計段階から、工事実施段階、供用段階に至るあらゆる過程を通じて、それぞれの段階に応じた品質特性が要求される。(・・・要求事項、要求者は多面的)

工事実施段階における品質特性は、工事目的物の品質(機能・性能等)とともに、工事の効率性(工期や交通規制日数等の短縮)、施工時における第三者や施工者の安全性、環境への配慮等、つまり工事そのものの質も含む包括的な概念である。

---

## 公共工事の品質確保の基本的方向

基本的な視点・・・「人」、「技術」、「制度」

施策の基本的方向・・・

- ①技術者・技能者の技量を向上させ、能力を十分に発揮させる  
・人材の確保、育成、資格制度の活用、等
- ②技術開発を促進し、技術基盤を整備する  
・技術開発の推進、技術基準の整備、情報技術の活用、等
- ③発注者・設計者・施工者の役割と責任を明確にする  
・契約図書の整備、監督・検査の充実、照査・品質保証の充実、等
- ④品質確保・向上のインセンティブを付与する  
・成績評定の活用、技術評価の推進、総合評価方式の導入、等
- ⑤発注体制の強化・支援策を充実する  
・建設技術センター等の活用、CM方式の検討、等

## 「公共工事の品質に関する委員会報告書」

平成6年12月に、農林水産省、運輸省、建設省が共同事務局となり、学識経験者等よりなる「公共工事の品質に関する委員会」(委員長:近藤次郎東京大学名誉教授)が設置され、公共工事の品質を確保・向上するための方策の検討を進め、平成8年1月には、委員会により報告書がとりまとめられた。

監修 建設省大臣官房技術調査室

発行 社団法人 全日本建設技術協会

---